

法制審議会家族法制部会における調査審議の概要

令和3年2月 法務大臣から法制審議会へ諮問



「子の利益の確保等の観点から、離婚及びこれに関連する制度に関する規定等を見直す必要がある」

令和3年3月～令和4年11月 計20回の会議を実施

- 様々な立場の方からヒアリング
 - ・親の離婚を経験した子の立場
 - ・監護親の立場
 - ・別居親の立場
 - ・DV被害者支援の現場
 - ・家庭問題に関する支援の現場 など
- 外国法制についてのヒアリング
- 父母の離婚が子の心理に及ぼす影響についての報告
- 民法等の規律の見直しについて様々な角度から議論



- 国民の関心が高まっており、様々な意見が対立
- 国民のコンセンサスを得られるような仕組みの検討が必要
- 国民の意見に耳を傾けながら議論を進めることが重要



更なる議論を継続するに先立ち、これまでの議論では出てこなかったような意見も含め、国民から幅広く意見を募集する必要がある

● 中間試案とパブコメの位置付け ●

中間試案は、法制審議会としてのコンセンサスを得た改正案の確定的な提案ではなく、パブリックコメントの手続で国民から幅広く意見を募集するため、各項目についての改正案の一例や考え方等を提示するもの
 パブコメの際には、中間試案に盛り込まれた改正案の一例や考え方等に対する賛否のみでなく、各国民が求める改正案に関する意見を幅広く募る予定
 パブコメ後の議論では、中間試案に盛り込まれていないものも含め、国民から示された意見を参考にした調査審議を予定

中間試案の概要・全体像

- **父母がいずれも子に対する責務を有すること等を明確化** (中間試案第1)
 - ☆ 子を**養育**する責務
 - ☆ 子の**最善の利益**を考慮
 - ☆ 子が示した**意見**を考慮

(中間試案前注1)

- **親権が「親の義務」**であることを示す工夫について検討
- **DVや虐待がある事案**に適切に対応できる仕組みを検討 (中間試案前注2)
- 離婚にまつわる**様々な論点**について様々な考え方を併記
 - ①親権、②養育費、③親子交流、④養子、⑤財産分与

父母の離婚後も、父母がいずれも子を養育する責務を有すること等は変わらない

日常的な身の回りの世話のほか、養育費の支払や安全・安心な親子交流の実施などによりこの責務を果たしていくことが子の最善の利益の確保につながる

父母の離婚後の親権等に関する論点の概要

(中間試案第2)



※親権とは、身上監護権+財産管理権(法定代理権や同意権を含む)

<論点1> 父母の離婚後の親権者

原則として、父母双方を親権者とする。
ただし、一定の要件を満たす場合に限り、父母の協議又は家裁の裁判により、その一方のみを親権者とすることも可能 (甲①案)

父母の双方を親権者と定めるか、その一方のみを親権者と定めるかは、父母の協議又は家裁の裁判により決定 (甲③案)

原則として、父母の一方のみを親権者と指定する。
ただし、一定の要件を満たす場合に限り、父母の協議又は家裁の裁判により、父母の双方を親権者とすることも可能 (甲②案)

親権者は父母の一方のみ (現行法)

(乙案)

<論点2> 親権行使の方法

身上監護(子の身の回りの世話など)

財産管理・法定代理

(子名義の契約締結等)

別段の定めをしない限り、父母双方が身上監護を共同
父母の協議により、その一方のみを監護者と定めることも可能
父母間の協議が調わない場合は、家裁の裁判により、監護者を定めるかどうかが判断されるが、一定の要件を満たさない限り共同監護となる (B案①)

別段の定めをしない限り、父母双方が身上監護を共同
父母の協議により、その一方のみを監護者と定めることも可能
父母間の協議が調わない場合は、家裁の裁判により、監護者を定めるかどうかが判断される (B案③)

身上監護は、父母の一方を監護者と定め、監護者のみが行う (A案)
父母のどちらが監護者として身上監護をするかは、父母間の協議又は家裁の裁判により定められる

身上監護は、親権者が単独で行う
(※親権者以外の父母を監護者と定めることも可能)

財産管理や法定代理は父母双方が共同して行う。
父母の意見対立時は、監護者が定められている場合も定められていない場合も、家裁の手続により調整 (γ案)

財産管理や法定代理は父母双方が共同して行う。
父母間の意見対立時は、監護者が定められていれば監護者が単独で行い、監護者が定められていなければ家裁の手続により調整 (β案)

財産管理や法定代理は、監護者が定められている場合は監護者が単独で行うことができる。ただし、他の親権者に事後の通知が必要 (α案)

財産管理や法定代理は親権者のみが行う

中間試案で示されている考え方の一例 (点線枠囲いをまたぐ組合せもあり得る)

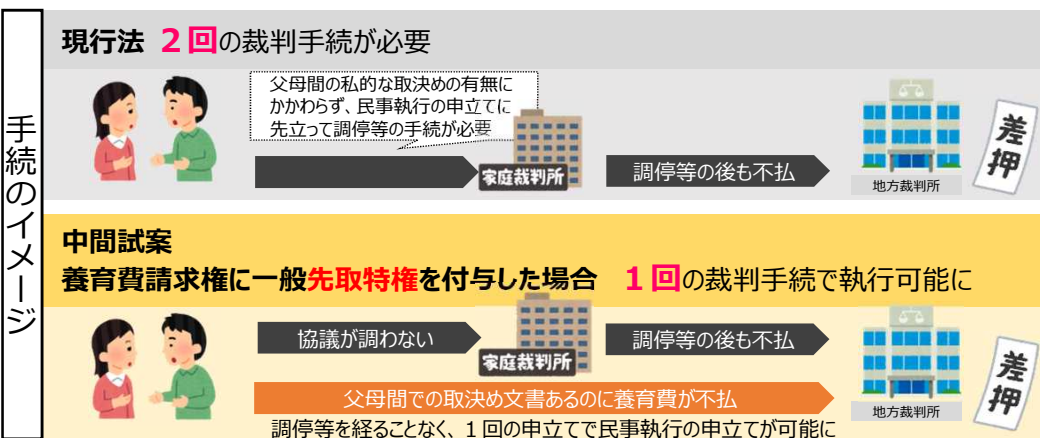
〔父母双方が親権者の場合〕

〔単独親権の場合〕

養育費・親子交流(面会交流)に関する論点の概要

養育費関係 (中間試案第3)

現行法	中間試案
<p>養育費の取決めをしなくても離婚可能</p>	<p>甲案 養育費の取決めをしなれば原則として離婚不可</p> <p>公正証書の作成や、法律家による内容確認が必要であるとの意見もあり</p> <p>乙案 取決めをしなくても離婚可</p> <p>取決めの促進のための別途の方策(支援策)についても検討</p>
<p>民事執行(給与の差押え等)の申立てをするには、調停・審判や公正証書による養育費の取決めが必要</p>	<p>養育費請求権に一般先取特権を付与 <small>さきどりつけん</small> ・父母間で作成した文書により民事執行(給与の差押え等)の申立てが可能に ・一般債権者より優先的な弁済</p>
<p>父母間の取決めや家庭裁判所の調停・審判がないと、具体的な金銭債権は発生しない。</p>	<p>法定養育費制度の新設</p> <p>一定の要件が満たされれば、父母間の協議や調停・審判がなくても、一定額の養育費請求権が自動的に発生</p>



親子交流関係 (中間試案第3、第4、第5)

現行法	中間試案
<p>親子交流の取決めをしなくても離婚可能</p>	<p>甲案 親子交流の取決めをしなれば原則として離婚不可</p> <p>法律家による内容確認が必要との意見もあり</p> <p>乙案 取決めをしなくても離婚可</p> <p>取決めの促進のための別途の方策(支援策)についても検討</p>
<p>親子交流の実施の有無・方法を判断するための考慮要素の規定なし</p>	<p>考慮要素を例示して明確化</p> <p><考慮要素の例></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 子の生活状況 ② 子の発達状況及び心情やその意思 ③ 交流の相手となる親と子との関係 ④ 安全・安心な親子交流の可否
<p>婚姻中別居状態での親子交流や、祖父母等と子との交流についての明文の規定なし</p>	<p>婚姻中の親子交流や、祖父母等と子との交流についての規定を整備</p>
<p>調停・審判前の暫定的な親子交流(保全処分)の要件についての特別の規定がない。</p> <p>※ 子の引渡しや養育費も含めた包括的な規定があるのみ</p>	<p>親子交流に特化した調停・審判前の保全処分の規律を新たに創設</p> <p>調停(審判)手続中に親子が交流するための新たな手続を創設</p> <p>現行法を維持すべきとの意見もあり</p>
<p>親子交流を定める調停・審判等の執行方法は、間接強制のみ</p>	<p>調停・審判等の実効性を向上させる方策を引き続き検討</p> <p>実効性向上に慎重な意見もあり</p>

養子・財産分与・その他の事項に関する論点の概要

養子制度に関する主な論点 (中間試案第6)

現行法

未成年養子縁組の要件

原則：裁判所の許可が必要

例外：連れ子養子や孫養子は
裁判所の許可が不要

中間試案

甲案 ①～③のいずれかの案で**改正が必要**

- ①連れ子養子に限り許可不要とする案
- ②孫養子に限り許可不要とする案
- ③例外なく許可を必要とする案

乙案 現行法維持 (**改正は不要**)

- ④連れ子養子・孫養子については
裁判所の許可が不要とする案

養子縁組がされた後の親権者が
誰になるのかが不明確な部分がある。

民法818条2項
子が養子であるときは、養親の親権
に服する。

養子縁組後の**親権者のルールを明確化**

- ・複数回の養子縁組の場合は、最後に
養子縁組をした養親が親権者となる
- ・養親と実親が婚姻関係にあれば、
その両者が親権者となる
- ・養親と実親が離婚する場合は、協議
又は家庭裁判所の判断により親権者
を定める

財産分与制度に関する主な論点 (中間試案第7)

現行法

財産分与の審判の際の考慮要素
や判断枠組みが不明確

財産分与の請求期間 2年

中間試案

- **考慮要素を明確化**
- 分与の割合を原則として2分の1ずつ
と設定

財産分与の**請求期間を延長**
【3年とする案 / 5年とする案】

その他の論点 (中間試案第5)

現行法

調停・審判等の相手方の住所や
財産・収入に関する情報を調査
することが困難との指摘

DV・虐待等の加害者が調停・
審判等の申立てをした場合に、
DV被害者等の応訴の負担が
大きいとの指摘

民事執行の手続が複雑であり、
ひとり親が利用することが困難と
の指摘

中間試案

- 調停・審判等の相手方の住所を
調査する仕組みの拡充を検討
- 財産や収入に関する情報開示の
仕組みの拡充を検討

濫用的な申立てへの対応策や、DV・
虐待が疑われる事案への対応策を検討

1回の申立てにより複数の執行手続を
可能とすることなど、民事執行の手続にお
ける債権者の負担軽減の方策を検討